

令和1年8月 吉日

お客様各位

株式会社 フレイムエイジ

消費税率改正に伴うお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび消費税法が改正され、令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることとなりました。これにより実施日以降の弊社サービスについては、新税率10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

何とぞご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- ・ 今後発行させていただきます「御見積書」「請求書」等につきまして、令和元年10月1日以降に納品、役務提供を行う契約の料金は、消費税率10%にて計算させていただきます。
- ・ 年間保守サービスについて、令和元年9月30日以前にご用命いただいたものでも、契約期間が令和元年10月1日以降の場合は、消費税率10%が適用されることとなります。
- ・ 消費税率10%にて計算させて頂いた請求につきましては、令和元年10月1日以降のお支払いでも結構です。

以上

詳しくは、お客様の弊社担当者までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。